平成２２年（フ）第５５号
山梨県笛吹市石和町四日市場2031番地　特別養護老人ホーム寿ノ家
破産者　被相続人近藤寒一相続財産
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
山梨県笛吹市御坂町成田2637番地12
破産者　株式会社櫛形商事
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
山梨県笛吹市御坂町金川原1371番地
破産者　株式会社石和鮮魚センター
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
滋賀県草津市野路町469番地の４
破産者　株式会社Ａｓｔｏｎｉｓｈ
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５３号
広島市安佐北区口田南２丁目25番15―506号
破産者　株式会社アップウェル
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８４号
福岡市博多区中洲４丁目６番10号
破産者　株式会社ケイクリエイト
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８６号
福岡市南区花畑３丁目４番３号
破産者　株式会社Ｌａ　Ｆｌｏｒａ
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５４９号
福岡市博多区上川端町５番123号
破産者　株式会社朝日電機
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３号
山形県酒田市光ケ丘２丁目30番14号
破産者　株式会社仲條酒店
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１４５号
福島県郡山市小原田５丁目21番24号
破産者　株式会社ａｔｏｍ
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
東京都日野市多摩平１丁目４番地の８モナーク豊田Ｂ１
破産者　有限会社自遊区
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３４６号
横浜市中区相生町１丁目７番地和同ビル201
破産者　株式会社プルースワン
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７２号
神奈川県大和市南林間８―４―17―303、商業登記簿上の本店所在地神奈川県大和市南林間７丁目13番４号604
破産者　株式会社プラン・ユニヴァース
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７２号
横浜市中区山田町２丁目６番７号
破産者　有限会社八百み商店
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７号
岐阜県多治見市山吹町３丁目46番地の４
破産者　玉山工務店こと　玉山　貢大
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４９号
滋賀県野洲市野洲1025―25、商業登記簿上の本店所在地滋賀県東近江市東沖野５丁目15番１号
破産者　有限会社ステップハウジング
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４８号
兵庫県南あわじ市福良甲1291番地の３
破産者　有限会社久留米電気商会
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
島根県邑智郡川本町大字川本2086番地１
破産者　松嶋　　聖
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３９０号
最後の住所広島市安佐南区沼田町大字伴8003番地４
破産者　被相続人亡江川嘉雄相続財産
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
徳島県阿南市那賀川町黒地477番地８
破産者　平山石油有限会社
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４０２号
福岡県朝倉市牛木322番地３アローフィールドＤ棟201号
破産者　太田　朋子（旧姓野中）
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部